

## 令和7年度 公益財団法人北海道青少年育成協会 事業計画

本道の未来を担う子どもたちが、広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと心豊かに成長することは、道民全ての願いです。

これまで大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくことを明らかにした「こども基本法」を踏まえ、北海道もこども基本条例及びこども計画を令和7年3月に制定・策定したところです。計画は、「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」を基本目標に掲げました。

当協会はその趣旨を踏まえ、社会全体でこどもの成長を支える取組が全道で広がるよう取り組みます。

### 1 青少年育成住民運動の促進

こども・若者が、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現に向けて、地域で活動する関係者・団体を支援し、住民も一体となった取組を促進する。

#### (1) 北海道青少年育成運動推進指導員の配置

こども・若者への支援活動や関係団体等の連携を促進するため、各市町村や(総合)振興局に配置する。

#### (2) 青少年育成地域合同会議の開催(北海道との共催事業)

青少年育成運動推進指導員や市町村職員等の地域で支援・啓発活動に携わる関係者の相互理解と連携強化を進めるため、北海道と共催で振興局毎に開催する。

#### (3) こども・若者の成長を応援する市民組織との連携強化

市町村等における活動組織との連携を深め、活性化を支援する。

地域の関係団体とともに意見交換会を開催するなどして、こども・若者を取り巻く課題等についての住民や関係者の理解促進を図る。

### 2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、道民の理解を深め、こどもの健やかな成長を社会全体で応援する環境づくりを進める。

#### (1) 北海道青少年育成大会の開催(北海道等との共催)

こどもの成長を社会全体で応援する機運を醸成するため、広く道民の参加を求めて開催する。

- ・開催日等 令和7年8月29日(金)札幌市
- ・主な内容 功労者表彰、講演、「少年の主張」全道大会

## (2) 青少年育成運動活性化研究協議会の開催

こども・若者を取り巻く諸課題について、青少年育成運動推進指導員など関係者の理解を深め、活動が促進されるよう、地域での活動事例の協議等を行う。

- ・開催日等 令和7年11月8日（土） 札幌市
- ・主な内容 講演及び分科会での協議

## (3) 明るい家庭づくり道民運動の推進

こども・若者が幸せに成長できる地域社会を実現する共通認識を醸成するため、「道民家庭の日」の普及など協賛事業者の協力も得て、関係機関や団体とともに啓発活動を推進する。

こども絵画コンクールを開催し、入賞作品を活用したカレンダーを作成・配布した活動を行う。

## (4) 青少年育成関係団体懇談会の開催

道内の青少年育成関係団体が活動状況を相互に理解し、効果的な活動の連携協力について、意見交換や協議を行う。

## (5) 広報活動の推進

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利について広く道民の理解を深めることやこどもの育ちを応援する活動などについて、様々な媒体を活用した情報発信に取り組む。

また、地域全体でこどもを応援していけるよう、地域の講習会等に講師を派遣し、こどもを取り巻く課題や「こどもまんなか社会」の趣旨等の周知を図る。

## 3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

こども・若者が自立した個人として成長できるよう、地域における様々な体験活動を支援し、社会参加を促進する。

### (1) 北海道青少年基金事業

こども・若者の体験活動やボランティア活動などの社会参加を促進するため、北海道青少年基金を活用して、交付金の交付や顕彰を行う。

また、広く道民に募金を呼びかけ、基金の拡充に努める。

#### ア こども・若者応援交付金

こどもたちが参加する自主的な活動を支援するための交付金を交付

#### イ こども・若者応援顕彰

優れた活動を展開する団体（個人）を顕彰し、事業の拡充等を支援するため、活動支援金を交付

## (2) 北海道青年活動元気づくりプロジェクトの推進

若者が地域の担い手として自立・成長することを応援するため、地域の課題等を踏まえた若者による自主的な活動を支援する。

### ア 地域活動支援事業

若者の主体的な活動に助成する。

### イ 地域活動基盤づくり事業

若者の地域活動を支援するため、セミナー等を開催して若者の地域を越えた交流と連携を進める。

## (3) 「こどもたちに読んでほしい200冊」の選定・推奨

関係団体の協力を得て良書を選定し、啓発ポスター等を学校や図書館に配付して、こどもの読書を応援する。

## 4 その他法人の目的を達成するために必要な事項

### (1) 賛助会員の確保

長期的に安定したこども・若者の支援を行うため、個人・企業・団体の賛助会員を募集し、自主財源の確保に努める。

### (2) 関係機関・団体との連携の強化

こども・若者を取り巻く環境の整備、非行や犯罪の防止、犯罪被害からこども・若者を守る活動などについて、関係機関や団体と連携して取り組む。

### (3) 法人の適正な運営

理事会、評議員会、基金管理運営委員会等の議論を踏まえ、法人の適正な運営を図る。

令和6年度の事業の詳細については、当協会HPを  
ご覧下さい →

